

# 民間企業に雇用されている方の利用の流れ

① 利用者	雇用先企業に対し「京都市重度障害者等就労支援特別事業」（以下「本特別事業」という）を利用するための前提となる「雇用助成金」の活用について相談	<p>☆本事業の対象となる方 （次の①～④の要件をすべて満たす方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方</li> <li>② 民間企業で雇用されている方、または自営業の方</li> <li>③ 1週間の所定労働時間が10時間以上の方</li> <li>④ 京都市に居住している方</li> </ul>
② 雇用先企業	雇用助成金の活用の検討	<p>&lt;相談窓口&gt; JEED 京都支部 電話 075-951-7481</p>
③ 利用者 雇用先企業	<p>支援計画書を作成し、京都市に提出</p> <p>※ 提出前に一度お電話でお問い合わせください</p>	<p>&lt;本事業全般のご相談や支援計画書作成についてご相談先&gt; 京都障害者就業・生活支援センター 電話：075-702-3725</p> <p>&lt;支援計画書の提出先&gt; 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 電話：075-222-4161</p>
④ 市障害保健福祉推進室	支援計画書を確認し、利用者もしくは雇用先企業へ返却	
⑤ 雇用先企業	京都市確認済みの支援計画書をJEEDへ提出	
⑥ JEED	支援計画書を確認し、雇用先企業へ返却	
⑦ 利用者	申請書類一式を、市障害保健福祉推進室に提出（郵送）	<p>&lt;申請書類一式&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>京都市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書（様式第1号）</li> <li><input type="checkbox"/>重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し</li> <li><input type="checkbox"/>支援計画書（JEED 確認済みのもの）</li> <li><input type="checkbox"/>雇用されていることを証する書類の写し</li> </ul> <p>&lt;提出先&gt; 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 分庁舎4階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室宛て</p>
⑧ 市障害保健福祉推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類の受理</li> <li>・決定（不決定）通知書を利用者へ送付</li> </ul>	申請後、決定まで1週間程度要します
⑨ 利用者	<p>市からの決定通知書を受理</p> <p>利用するサービス提供事業者（指定障害福祉サービス事業者）と契約</p>	<p>&lt;支援を受ける事業所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている事業所</li> <li>・利用する事業所の選定は、利用者様で行ってください</li> </ul>
⑩ サービス提供事業者	<p>サービス提供（ヘルパー派遣）</p> <p>事業者から市へ給付費の請求</p>	
⑪ 市障害保健福祉推進室	市から事業者へ給付費の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国標準システムで請求できないため、市障害保健福祉推進室に対して直接、給付費を請求してください</li> <li>・給付費の請求は、サービス提供の翌月を目安に行ってください</li> </ul>
⑫ サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付費の受領</li> <li>・利用者負担の徴収</li> </ul>	